

神奈川県監査委員公表第 12 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 23 年 5 月 20 日

神奈川県監査委員 木 原 英 和
 同 高 岡 香
 同 長 峯 徳 積
 神奈川県監査委員 国 吉 一 夫
 職務執行者
 同 此 村 善 人

- 1 監査実施箇所名
警察本部
- 2 監査実施日
平成 22 年 8 月 5 日及び 6 日（平成 22 年 6 月 21 日から 7 月 8 日までのうち 14 日間職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、物品の購入に係る支出科目（節）を誤っているものがあった。（会計課及び生活安全総務課） 2 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。（施設課） <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約事務において、同額変更であったため、変更契約を締結しないまま、内容変更が行われているものがあった。 (2) 工事の執行事務において、労働安全規則に反して、手摺先行足場を行わず、工事を施工させていた。 3 契約事務において、前金払が可能であるにもかかわらず、前金払を行わない契約を行っていた。（交通規制課） 4 庶務事務において、住居手当 1 件、28,000 円を過大に支給していた。（運転免許本部免許課） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導事項の予算の執行については、財務事務手続の知識が不足していたこと及び十分な考査をすることなく支出したことによるものである。 今後はこのようなことがないよう、幹部職員自らが財務手続の精通に心がけ、業務管理の在り方を見直すとともに、複数の職員によるチェック体制を確立させ、適正な事務処理に努めることとした。 2 <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約事務については、「工事内容変更指示書」により発注者、受注者双方が了解していたことから、変更契約の締結が必要であるとの認識がなかったことによるものである。 今後はこのようなことがないよう、工事内に変更が生じた場合には、変更契約を締結することとした。 (2) 工事の執行事務については、現場での工事監理が不十分であったことによるものである。 今後はこのようなことがないよう、工事日程に合わせた現場での工事監理を確実にを行うなど安全対策に努めることとした。

	<p>3 契約事務については、関係法令の理解が不十分であったものである。 今後はこのようなことがないように、関係法令の理解を深め、適正な事務処理に努めることとした。なお、平成 22 年度から前金払ができる契約を実施している。</p> <p>4 庶務事務については、諸手当支給管理が不十分であったことによるものである。 今後はこのようなことがないように、幹部職員が作成した「諸手当点検表」を活用し、幹部職員を含む複数の職員による確認を一層徹底し、適正な支給事務に努めることとした。 なお、過払いの諸手当については、平成 22 年 7 月 9 日に返納した。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

-
- 1 監査実施箇所名
神奈川県中原警察署
 - 2 監査実施日
平成 22 年 6 月 11 日（平成 22 年 5 月 11 日職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 11 月 2 日（神奈川県公報号外第 74 号）神奈川県監査委員公表第 17 号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、雑巾等購入ほか 1 件の発注に当たり、会計局長通知(平成 22 年 2 月 2 日付け会指第 82 号)に反し、3 月に契約を締結していた。</p>	<p>指導事項については、契約事務において物品の在庫管理が不十分であったことによるものである。 今後はこのようなことがないように、契約方法を改め、在庫管理の徹底に一層努めることとした。</p>